

**宮城県行政庁舎 2 階食堂運營業務企画提案募集に関する質問への回答**  
(ホームページ公開分)

| No. | 質 問                                                                                                                                                                                       | 回 答                                                                                                                                                        |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 食堂内の照明設備について、球切れ等により交換が必要になった場合には、どちらの負担で交換するか。                                                                                                                                           | 飲食スペースについては、県職員の業務等の多目的スペースとして利用することから、県による負担としますが、厨房エリア及び配膳エリアについては、受託者による負担とします。                                                                         |
| 2   | 「宮城県行政庁舎 2 階食堂運營業務企画提案書（様式 5）」の別紙 4 の「計数関係」の表中、「飲食材料比率」や「人件費比率」等について 5 カ年にわたって記載する内容となっている。今後は原材料費や人件費は高騰していくことが予測されるため、それを踏まえた記載内容とすべきか。それとも現在の状況を基に記載すべきか。                              | ※ 現地説明会での回答と異なる回答を記載しますので、御承知ください。<br>当該項目については、5 カ年の収支計画に影響する部分であると承知しているため、原材料費や人件費の高騰等を踏まえた記載としていただくようお願いします。                                           |
| 3   | 来年度オープン時の食堂座席数が、従来より 100 席程度減少することと併せ、職員様のお昼休憩時間を 12 時から限定しない方針で利用時間の分散化を図ると説明いただきましたが、分散化に向け、積極的に利用時間の変更を促す通達等を行うのでしょうか。<br>時間枠が広がったとしても 12 時からの集中が解消されなければ、席に座れないという事態も想定されますがいかがでしょうか。 | 昼休憩時間の取扱を変更する場合には、全職員へ通知をすることになります。<br>開店当初は御指摘のような状態が発生することは考えられますが、12 時は混雑するということになれば、自然とその前後の時間へ分散されるものと考えております。当課としても、食堂の積極的な利用と時間の分散利用について、呼びかけていきます。 |
| 4   | 喫食ホールで食事以外に地産地消イベントとして地域特産品の販売等を行うことは可能ですか。                                                                                                                                               | 空いているスペースで実施する場合には、差し支えありません。                                                                                                                              |
| 5   | 昼食営業時間外で、ホールを利用される職員様向けにコーヒーなどの販売などを行うことは可能ですか。                                                                                                                                           | 空いているスペースで実施する場合には、差し支えありませんが、コーヒーメーカー等の稼働にかかる光熱水費については、受注者の負担となります。(具体的な請求方法については、別途協議といたします。)                                                            |

|    |                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | <p>食堂運営にかかる電気料について、請求される額には厨房、提供コーナーで必要なすべての電気料と、喫食ホールの照明にかかるもの、コンセントにつなぐ給茶機やレジなどの使用分と考えてよろしいでしょうか。（冷暖房費は含まない）。また、その場合過去の実績に対し、何割程度の削減効果を期待できますか。</p>         | <p>電気料の負担については、以下のとおりの区分とします。</p> <p>厨房・提供コーナー（配膳スペース）：全て受注者</p> <p>喫食ホール（飲食スペース）：営業時間中（前後 15 分含む。）は受注者<br/>営業時間外は県</p> <p>また、冷暖房費も受注者の一部負担とし、電気料と同等の負担区分となります。（参考の光熱水費の中に冷暖房費も含まれております。）</p> <p>なお、削減効果についての試算はできかねますので御了承ください。</p> |
| 7  | <p>企画提案書作成要領に記載されている項目（細目）数で 20 項目ほどありますが、1 項目に複数のテーマが含まれるものも多く、1 項目 1 ページという制限としてもかなりのページ数になることが想定されます。具体的なページ数の制限はございますか。また制限を超えた場合不利益（評価が下がる等）はございますか。</p> | <p>全体のページ数の制限はございません。また、制限を超えた場合の不利益（減点等）はありません。</p>                                                                                                                                                                                 |
| 8  | <p>無償貸与品に 2 階休憩室、1 階更衣室等の備品が含まれておりませんが、当該施設に現有するロッカー、事務机等はございますか。あれば貸与品として考えてよろしいでしょうか。</p>                                                                   | <p>2 階休憩室及び 1 階厨房事務室において、御指摘のとおりロッカーや事務机等の備品が現在設置されており貸与品としますが、かなり古くなっているため、受注者との協議により、継続して使用可能なものと更新が必要なものを検討してまいりたいと考えております。</p>                                                                                                   |
| 9  | <p>R6 年の運営時点では厨房設備全般の電気容量が不足しており、設置されているスチームコンベクション（図面 A-24）を 2 台同時稼働させたときブレーカーが落ちることがある状態です。設備に対する適正な電気容量への拡大は実施されますか。</p>                                   | <p>電気容量の不足原因としては、コンセントの不足によるタコ足配線が主な要因と考えており、今回のリニューアル工事の中で、コンセントを増設することとしています。</p>                                                                                                                                                  |
| 10 | <p>現状の厨房設備では、調理した料理を保温することができず、冷めた料理の提供をせざるを得ない設備となっております。カウンターへのフードウォーマー設備などを受託者が持ち込んだ場合、質問 5 の電気容量不足の問題が残りますが、その点についての改善はお願いできますか。</p>                      | <p>今回のリニューアル工事の中で実施するコンセント増設分の電気容量と受注者が持ち込む設備の電気容量等を確認の上、対応可能か検討していきたいと考えています。</p>                                                                                                                                                   |

|    |                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                        |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 | 貸与設備の更新については受託者の負担とされておりますが、説明会の中で、貸与段階で状態の悪いものについては更新（県側で）を予定しているとのコメントがありました。具体的に該当する設備はありますか。現状未確認の場合、受託者決定後の協議で更新をお願いすることは可能ですか。 | <p>現地説明会においては、厨房機器の更新について、状態の悪いものは今回のリニューアル工事の中で更新することとしており、その設備は資料2別添1に記載のとおりです。</p> <p>リニューアル工事以降に発生した不具合等による修繕・更新等については受注者負担としておりますが、原因や不具合の程度により都度協議の上実施することとします。また、現状で県が把握していない設備についても同様とします。</p> |
| 12 | 説明会配付資料5のリニューアル概要に、配管・電気設備の更新とあります。現状で下水配管の詰まり問題が深刻で、高圧洗浄レベルでは解消できないものと考えております。新たな下水配管の引き直しを行っていただけますか。                              | <p>給排水管の更新につきましては、別添図面をご参照ください。</p> <p>図面（M11-12）×印の記載がある部分の配管を撤去し更新する工事を計画しております。</p> <p>また、撤去しない排水管については、洗浄の上再利用します。</p>                                                                             |
| 13 | プレゼンテーション順番は評価に影響を与えますが、どのような方法で順番を決定されますか。                                                                                          | プレゼンテーションの順番の決定方法については、公表すると企画提案書受付け業務に支障が生じるおそれがあることから、非公表とします。                                                                                                                                       |
| 14 | 選定委員会のメンバー構成はどのようになっておりますか。（県職員のみで構成、外部有識者の有無など。）                                                                                    | 選定委員会のメンバー構成は選定結果の公表まで非公開となっております。                                                                                                                                                                     |
| 15 | 発注者側については、契約変更、取り消しの条項が記載されておりますが、受託側も、社会情勢の変化により運営が困難となった場合には、5年間の契約満了を待たずして解約することが可能でしょうか。またその場合の条件などをご教示願います。                     | 正式には受託候補者との協議で契約書に記載していくものですが、標準的な契約書においては、違約金として契約額のうち一定の額を請求することとなっております。                                                                                                                            |
| 16 | 職員が業務利用する時間帯の厨房エリアとホールを区分する設備とは、具体的にどのようなものを想定されておりますか。                                                                              | 横引き式のパイプゲート（金属製）を予定しております。                                                                                                                                                                             |

|    |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                  |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 17 | 出店予定場所内で、飲料の自動販売機などを設置することは可能でしょうか。                                                                                                                     | 空いているスペースに設置いただく場合には、差し支えありませんが、自動販売機等の稼働にかかる光熱水費については、受注者の負担となります。（具体的な請求方法については、別途協議いたします。）                                                                                                                    |
| 18 | 提案書 10 部提出は問題ないですが、電子メールで提出する電子データは、PDF での提出可で問題ないか。（データ容量関係上）                                                                                          | 県におけるデータ修正は行いませんので、PDF データで提出いただいて差し支えありません。                                                                                                                                                                     |
| 19 | 1 年も経過せず、経年劣化や機械破損等の場合、全部が受注者側の負担になるのでしょうか、また定期的なメンテナンスは入れて頂けるのでしょうか？                                                                                   | 初期不良等に伴う受注者責任と考えられない不具合については、県で修繕対応を行います。また、定期的なメンテナンスについては、県では行いません。                                                                                                                                            |
| 20 | 営業時間は、午前 11 時から午後 2 時までであり、それ以外多目的スペースとして利用。その為、営業時間の前後各 15 分を清掃等の作業時間と記載されていますが、前半は大丈夫ですが、後半遅れがあり、15 分を超える場合も懸念されます。迷惑にならない程度で、静かに対応する事は可能でしょうか。       | 職員の業務や打合せ等に支障にならない範囲であれば可能といたします。<br>なお、営業時間前後 15 分の取扱いを延長する等の対応が必要な場合には、受注者と協議させていただきます。                                                                                                                        |
| 21 | 参加申込書の添付資料とされている 1 食堂施設あたり 1 日平均 500 食以上の運営を証するものとしてレイアウトがあるが、これは図面を提出する必要があるのでしょうか、無い場合は作成すれば良いでしょうか。<br>また、食堂写真 6 枚程度に関しては、何枚ホール、何枚厨房など決められているのでしょうか。 | 参加申込書に添付する「レイアウト（座席数が確認できるもの）」は当該施設の食堂の平面図に座席レイアウトが記載されているものを想定しておりますが、既存の資料が無い場合には申込者において作成してください。<br>「食堂の写真（A 4 に 6 枚程度）」の内容については、当該施設の食堂であること（入り口の看板等）と、厨房及びホール等を写した写真により、食堂の様子が把握できるものを提出いただき、その内訳に定めはありません。 |